

高圧ガス保安法実務マニュアル

(第一種製造者 (冷凍施設) 編)

冷凍保安規則の適用を受ける第一種製造事業者に適用する。

— 冷凍施設に係る第一種製造者とは —

冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備で、その一日の冷凍能力が20トン（フルオロカーボン及びアンモニアにあっては、50トン）以上のものを使用して高圧ガスの製造をするため許可を受けた者

< 目次 >

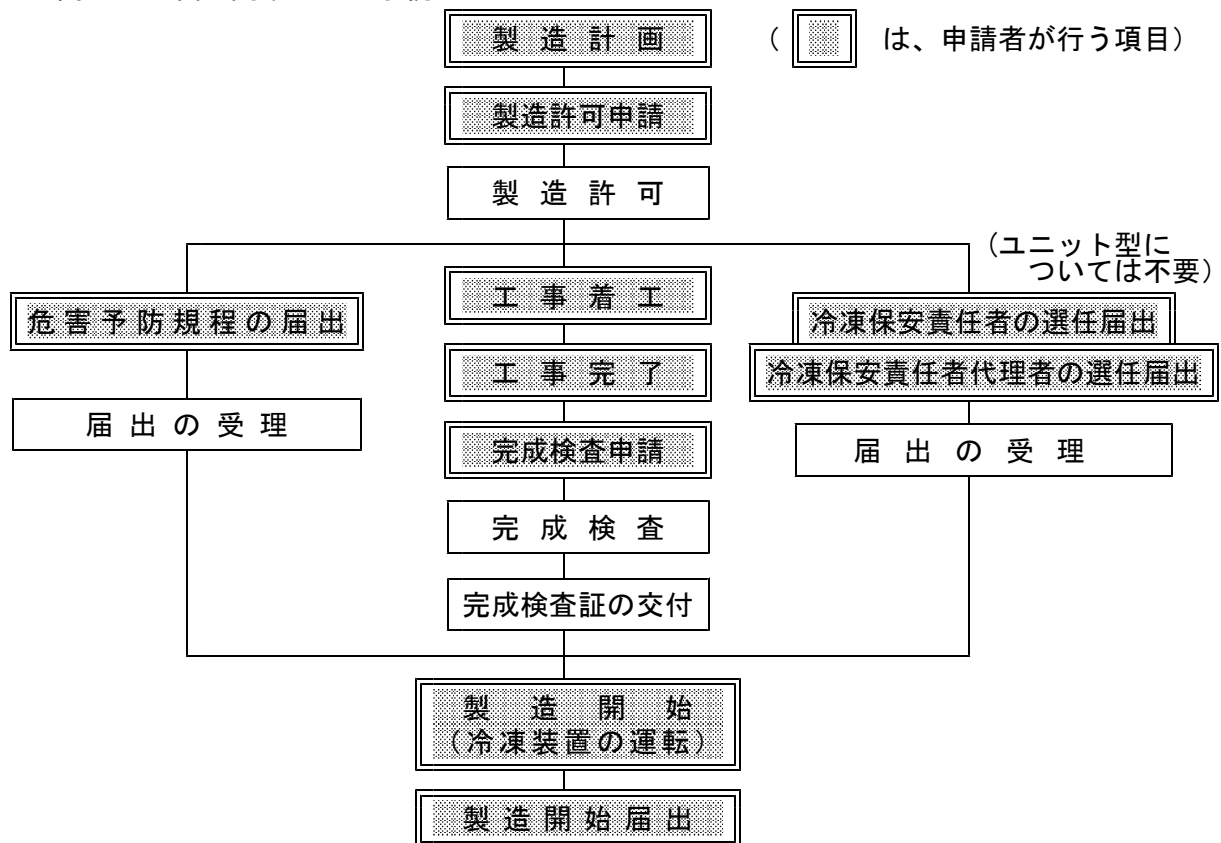
	頁
◎ 第一種製造者の許可等に係る手続き	1
Ⅰ 高圧ガス製造許可	2
Ⅱ 高圧ガス製造施設等変更許可	10
Ⅲ 製造施設完成検査	14
Ⅳ 危害予防規程の届出、変更届出	15
Ⅴ 冷凍保安責任者届、冷凍保安責任者代理者届	16
Ⅵ 高圧ガス製造開始（廃止）届	18
Ⅶ 保安検査	19
Ⅷ 高圧ガス製造施設軽微変更届	21
Ⅸ 代表者等変更届	23
X 第一種製造事業承継届	24
XI 様 式	25

平成 27 年 4 月

福島県危機管理部消防保安課

◎ 第一種製造者の許可等に係る手続き

i 高圧ガス製造開始までの手続き



ii 高圧ガス製造施設等変更の手続き

